

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>
	政策の達成目標	他の社会保険制度に基づく一時金等と同様の課税関係とすることによる課税の公平性の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	新たに 26 万人（25 年 3 月末）の受給権者が対象
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税に対して同様の要望を実施。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国民年金が発足する昭和 36 年 4 月前の旧農林共済組合員期間に係る特例年金給付の支給に要する経費については国庫補助を行っており、今回の一時金についても当該期間に係る部分について国庫補助を実施。 （国庫補助額（26 年度概算要求額） 4, 573 百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営及び特例年金に代えて支払われる一時金制度の円滑な実施を図る観点から、今回の税制面の措置と併せ、一時金を支給する農林漁業団体職員共済組合に対して国庫補助を行うものである。
	要望の措置の妥当性	本要望は、平成 13 年統合法附則第 47 条の規定に基づく特例一時金及び第 48 条の規定に基づく特例老齢農林一時金が既に退職手当等とみなされ、差押制限の措置が講じられており、また他の社会保険制度における取扱いと整合させるものであることから、被用者年金制度である農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営に不可欠な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度：特例老齢農林一時金について要望